



# 津 奈 木 町

## 過疎地域**持続的**発展計画

令和3年度～令和7年度

令和3年9月  
熊本・津奈木町

(令和6年1月変更)

## 目 次

<b>1 基本的な事項</b> .....	1
(1) 津奈木町の概況 .....	1
(2) 人口及び産業の推移と動向 .....	2
(3) 津奈木町が行財政の状況 .....	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針 .....	10
(5) 地域の持続的発展のための基本目標 .....	11
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項 .....	11
(7) 計画期間 .....	11
(8) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	12
<b>2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</b> .....	13
(1) 現況と問題点 .....	13
(2) その対策 .....	13
(3) 計画 .....	15
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	15
<b>3 産業の振興</b> .....	16
(1) 現況と問題点 .....	16
(2) その対策 .....	17
(3) 計画 .....	21
(4) 産業振興促進事項 .....	23
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	23
<b>4 地域における情報化</b> .....	24
(1) 現況と問題点 .....	24
(2) その対策 .....	24
(3) 計画 .....	25
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	25
<b>5 交通施設の整備、交通手段の確保</b> .....	26
(1) 現況と問題点 .....	26
(2) その対策 .....	26
(3) 計画 .....	27
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	28

<b>6</b>	<b>生活環境の整備</b>	29
(1)	現況と問題点	29
(2)	その対策	30
(3)	計画	31
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	31
<b>7</b>	<b>子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b>	33
(1)	現況と問題点	33
(2)	その対策	34
(3)	計画	35
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	35
<b>8</b>	<b>医療の確保</b>	36
(1)	現況と問題点	36
(2)	その対策	36
(3)	計画	37
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	37
<b>9</b>	<b>教育の振興</b>	38
(1)	現況と問題点	38
(2)	その対策	39
(3)	計画	39
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	40
<b>10</b>	<b>集落の整備</b>	41
(1)	現況と問題点	41
(2)	その対策	41
(3)	計画	41
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	41
<b>11</b>	<b>地域文化の振興等</b>	42
(1)	現況と問題点	42
(2)	その対策	42
(3)	計画	43
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	43

1 2	再生可能エネルギーの利用の推進	4 4
(1)	現況と問題点	4 4
(2)	その対策	4 4
(3)	計画	4 4
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	4 5
1 3	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	4 6
(1)	現況と問題点	4 6
(2)	その対策	4 6
(3)	計画	4 6
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	4 7
■	事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）	4 8

\*\*\*\*\*

<参考資料>

事業計画（令和3年度～令和7年度）及び年度別事業計画……………別冊

## 1 基本的な事項

### (1) 津奈木町の概況

#### 【津奈木町の自然】

津奈木町は、熊本県の南部に位置し、東南北を山々に囲まれ、山地斜面はほとんどが杉の植林地として利用されており、山麓地を開墾し果樹園が形成されている。また、西向急傾斜に拓けたリアス式海岸は美しく、芦北海岸県立自然公園の指定を受けている。

#### 【津奈木の歴史】

第12代景行天皇が九州熊襲を征伐された際、舟をおつなぎになったことから「つなぎ」という名がついたと伝えられる。その後、幾多の変遷を経て、豊臣秀吉時代天正16年(1588年)加藤清正が肥後熊本城主となり、二代目忠広までは城代を派遣して村を治めていたが、寛永9年(1632年)細川忠利が城主となるや、あらたに郷長を置き、所轄する20の村邑を手永と称し、会所岩城中村において、村治が行われた。

明治4年廃藩置県により津奈木は、八代県の管轄となったが、明治9年県名改称合併などを経て再び熊本県と改められ、第13代区9小区津奈木戸長と呼ばれた。

明治22年市町村制の実施により津奈木村となり、昭和38年4月1日町制を施行し、津奈木町となり現在に至っている。

#### 【基本的条件の概要】

本町は熊本県南部の水俣・芦北地域に含まれ、南は水俣市、北東は芦北町に隣接し、西は不知火海を隔てて天草群島と相対している。東南北の三方は標高260m～520mの山に囲まれ、平坦部面積は、わずかに2～3%に過ぎず、総面積34,09k㎡の約64%が山林である。

#### ア 農用地

町内の海岸地域全域と中山間地の一部の傾斜地は樹園地をなし、水田は中山間の津奈木川、千代川、小津奈木川、海岸線では平国川、福浦川流域に広がっている。普通畑についてはわずかに点在するのみである。主作は米、果樹、サラダたまねぎ、露地野菜など多種にわたり、それぞれの気候や地域に合った作物の振興が図られている。

#### イ 森林

町の約64%(2,181ha)が森林であり、そのうちスギ・ヒノキ等の人工林は1,657haで人工林率75.4%と高くなっているが、戦後、造林されたものがその大部分であり、計画的・集約的な森林施業の推進が必要となっている。

#### ウ 水面・河川・水路

水面のうち農業用水池は、大部分が荒廃しているが、九州新幹線開通に伴う恒久対策事業として整備された箇所に加え、中山間地域総合整備事業でも整備が進められている。河川については、町の中央を流れる二級河川(津奈木川)の保全整備が続けられている。水路については、配水路整備工事等の各種事業により年々整備されているが、コンクリート化等により流速が増しているため、末端部での雨水の集中に対応する必要がある。

## エ 道路

幹線道路の国道3号、南九州西回り自動車道と県道水俣田浦線や広域農道、これらの幹線道路とのアクセス道路の整備とあわせて、生活道路の整備推進が必要である。

## オ 宅地

中山間地帯の集落は河川や水田周辺及び山裾野に集まり、海岸地帯では県道主要町道沿いに集落が構成され、近年集落内での宅地不足や車の普及により居住環境の良い土地へ広がっている。また、役場庁舎を中心に新たな住宅地が干拓地周辺に増加しており、住民のニーズに対応した住宅地の整備を図る必要がある。

## カ 商業地及び工業地

商業地は、現在国道3号沿いの桜戸・町中・小津奈木地区を中心として形成されている。近年のモータリゼーションの進展による購買圏の拡大や大型店舗の進出により地元商店経営に大きな打撃を与えているため、今後更なる商店経営の近代化等が必要である。

本町の工業団地（津奈木・倉谷）には、現在、複数の企業が操業しており、町内における重要な雇用の場としての役割を担っているものの、経済の低迷等により縮小傾向にある。

今後は、地域資源を活かした地場産業の育成を軸として、テレワークの普及など働き方の変革に対応し、都市部からのIT企業等のサテライトオフィス誘致をはじめ都市部副業人材の活用、ワーケーション受入など新たな人の流れを生み出す企業誘致等の展開が必要である。

## キ その他

町の中央にそびえ立つ奇岩「重盤岩」周辺の舞鶴城公園は、生活環境保全林として遊歩道の整備がなされており、つなぎ美術館からモノレールで行くことができる。また、そのふもとは、つなぎ温泉「四季彩」、つなぎ物産ギャラリーなどの観光施設や県指定文化財「重盤岩眼鏡橋」があり、町内に点在する16体の彫刻や石橋群などと相まって、訪れる人に歴史ある文化と新しい文化を感じさせてくれる。海岸地区には、県立自然公園の指定を受けた美しいリアス式海岸があり、三ツ島海水浴場の整備も行われている。さらに山間地のダム周辺には、棚田や熊本県名水百選にも選ばれた中尾水源をはじめとする水源地がある。これらの資源を最大限に活用し、文化・産業・観光が融合したまちづくりに取り組んでいく必要がある。

## （2）人口及び産業の推移と動向

### 【人口の推移】

本町の人口は、昭和30年～40年代に著しく減少した。特に35年～45年の10年間においては、年間約200人の割合で人口減少が進んだが、50年代以降は減少速度が少し衰え、平成に入ってから公営住宅の整備等により一旦横ばい状態になったものの、近年では毎年100人程度の割合で減少してきている。その結果、昭和25年に9,303人を数えた人口は、平成27年度には4,673人に減少した。

年齢階層別で見ると、特に15歳～29歳までの若年層の減少が著しく、昭和35年から平成27年度までの55年間で実に68%の減少となっている。また、65歳以上の老年人口は、平成2年～平成27年の25年間に42.9%増加した。平成27年国勢調査の65歳以上の老年人口は37.1%に達している。

今後は、特に子育て世代の住宅需要等に対応した公営住宅の整備など住環境の整備や子育て支援策の充実を図るとともに、九州新幹線や南九州西回り自動車道など高速交通網を活用した、広域連携による企業誘致に取り組むなど、総合的な定住促進策に取り組む必要がある。

〇表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

(単位: 人、%)

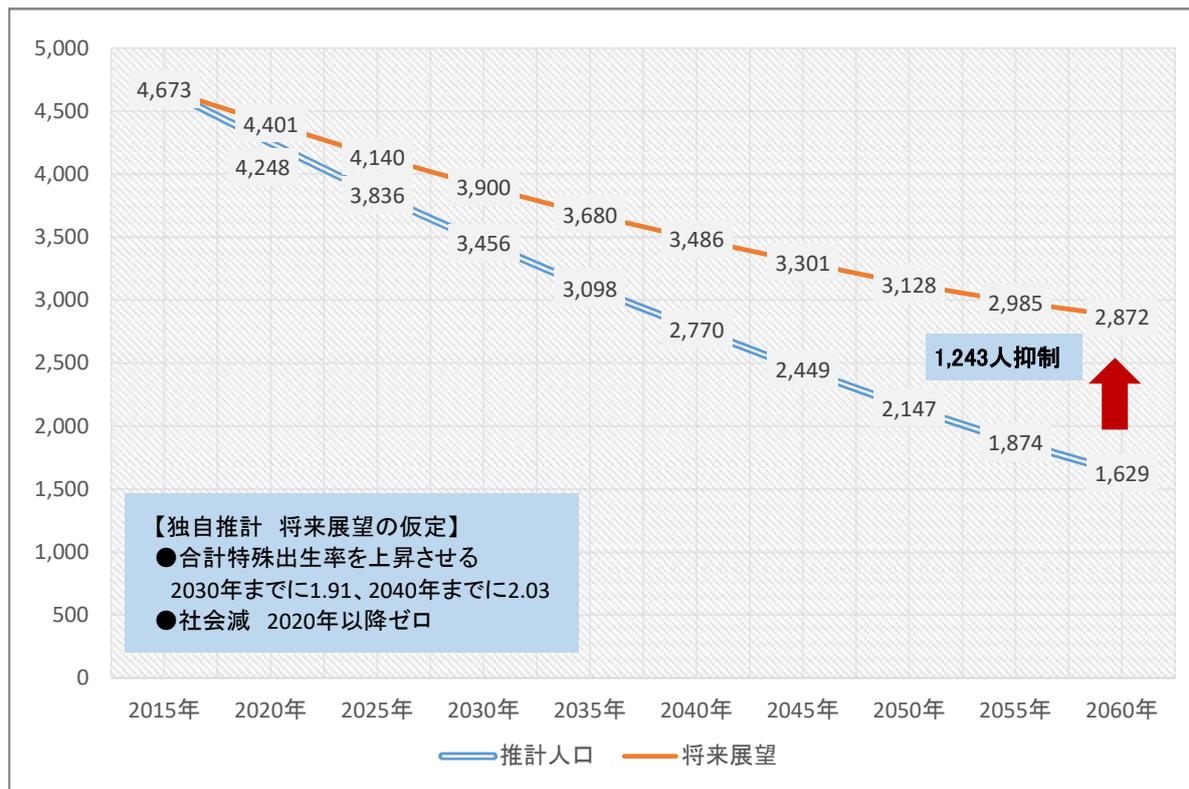
区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	8,406	6,155	△ 26.8	5,779	△ 6.1	5,424	△ 6.1	4,673	△ 13.8
0歳～14歳	3,207	1,405	△ 56.2	1,043	△ 25.8	754	△ 27.7	520	△ 31.0
15歳～64歳	4,532	3,867	△ 14.7	3,523	△ 8.9	2,932	△ 16.8	2,420	△ 17.5
うち15歳～29歳(a)	1,433	1,102	△ 23.1	794	△ 27.9	647	△ 18.5	459	△ 29.1
65歳以上 (b)	667	883	32.4	1,213	37.4	1,738	43.3	1,733	△ 0.3
若年者比率 (a)/総数	17.0	17.9	-	13.7	-	11.9	-	9.8	-
高齢者比率 (b)/総数	7.9	14.3	-	21.0	-	32.0	-	37.1	-

○表 1-1 (2) 人口の見通し (津奈木町人口ビジョン「人口の将来展望」より)

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和42年(2060年)の本町の推計人口は、1,629人にまで減少すると見通されている。

国・熊本県・本町が実施する施策による事業効果等が着実に表れた場合、合計特殊出生率及び社会増減が改善すれば、令和42年(2060年)の将来人口は2,872人となる。

### 人口の将来展望と人口減少抑制



### 【産業構造の現況と動向】

産業別人口では、昭和35年から平成27年までの間に1,795人(△45.4%)減少しており、そのうち平成17年から平成27年までの間に303人(△12.3%)も減少している。

産業別で見ると、町の基幹産業であった農業を含む第一次産業が、経営者の高齢化や後継者不足等により著しく減少しているのに対し、第三次産業が伸びており、生産所得の順位も第三次産業、第二次産業、第一次産業の順となってきた。産業構造が第一次産業から第三次産業中心へと移行し、第二次産業については、工業団地への企業進出等により一旦は増加傾向にあったが、徐々に減少傾向に転じている。

第一次産業については、農産物の輸入自由化等による価格の低迷や後継者不足等により、今後も厳しい状況が続くことが予想されるため、基盤整備や経営安定化など総合的な対策に引き続き取り組んでいく必要がある。

第二次産業については、依然として厳しい状況下ではあるが、地場産業の振興とあわせて、テレワークの普及など新しい働き方に即した企業誘致策等に取り組んでいく必要がある。

第三次産業については、インターネットの普及等により消費行動が多様化してきているため、商工会等を中心として、後継者の育成、経営の高度化、近代化・協業化などを進めるとともに、企業診断・経営指導や各種支援制度を活用しながら経営基盤の強化を図り、このような環境変化に対応できるサービス体制の確立を図っていく必要がある。

○表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

(単位:人、%)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	3,958	2,886	△ 27.1	2,740	△ 30.8	2,466	△ 10.0	2,163	△ 12.3
第一次産業 就業人口比率	62.0	44.6	-	31.1	-	22.0	-	18.3	-
第二次産業 就業人口比率	16.9	27.8	-	29.6	-	24.9	-	22.4	-
第三次産業 就業人口比率	21.2	27.6	-	39.3	-	53.1	-	59.3	-

### (3) 津奈木町の行財政の状況

#### 【行政の状況】

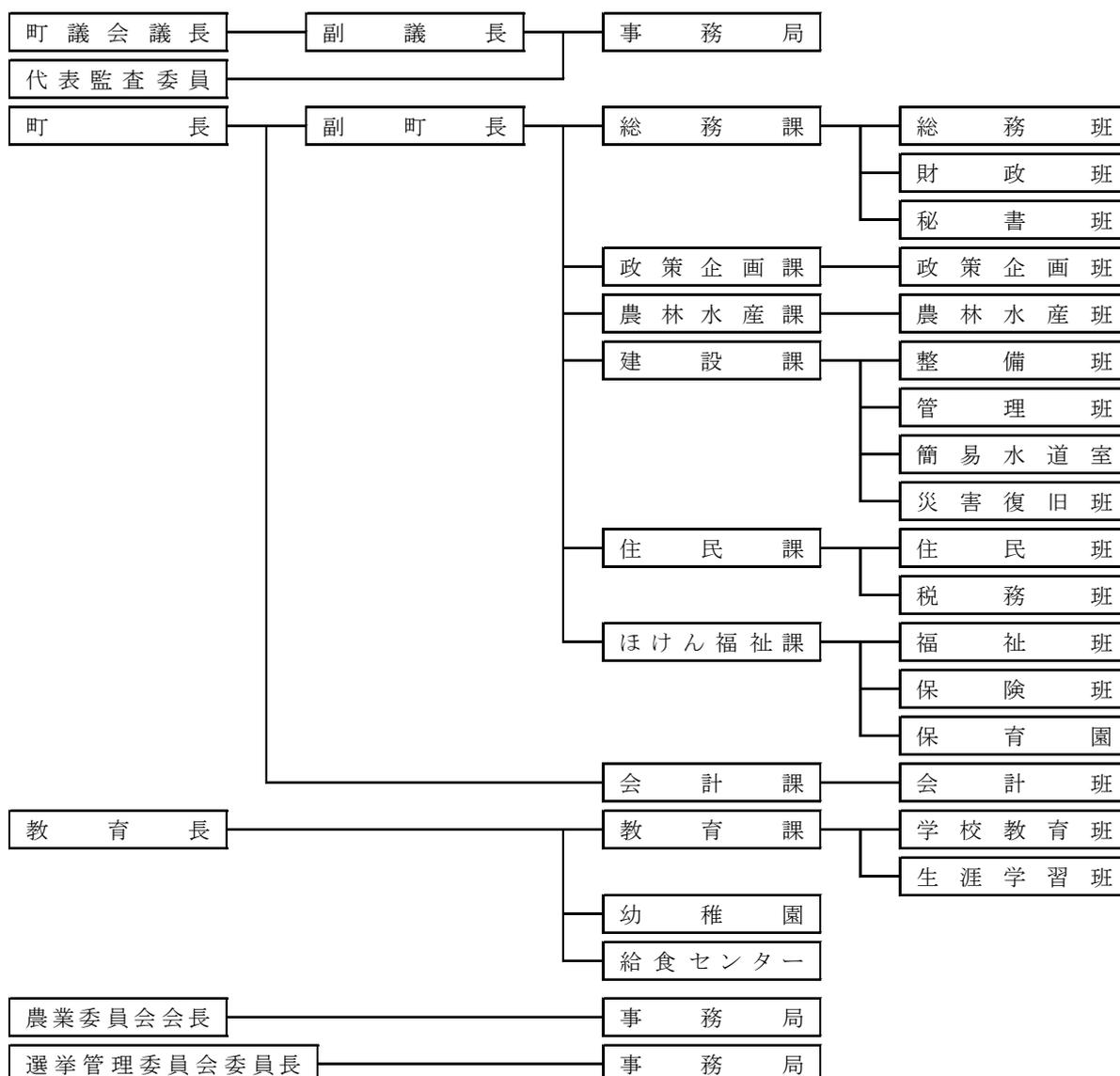
町の行政組織については、平成18年4月1日から、これまでの一課一係の階層的な組織を改編し、職員の定数減にも対応できるようフラットな組織（グループ制）に移行しており、複数の職員で協業体制をとりながら、より効率的な行政運営に取り組んでいる。

今後は各種新規事業の施行、権限委譲等による事務量の増大及び人口減少対策などに対応するため、適正な事務事業の点検等を行い、より効率的に行政運営ができるよう進める必要がある。

また、本町では、多様化する住民ニーズに対応するため、22の行政区に自治区長を置き、住民の声を行政運営に反映させながら、きめ細やかな行政活動を行っている。

今後はさらに住民との協働によるまちづくりを進めるため、町政に関する情報の素早い発信と共有化を進めながら、行政と住民が連携をとって住民参画を促進する総合的な仕組みづくりに取り組む必要がある。

○表1-2 (1) 津奈木町行政組織図（令和3年4月1日現在）



○表 1 - 2 ( 2 ) 行政区別世帯数等 ( 令和 3 年 3 月 3 1 日現在 )

( 単位 : 人、% )

地 区 名	世 帯 数	人 口	高 齢 化 率	地 区 名	世 帯 数	人 口	高 齢 化 率
竹 中	95	212	39.2	内 野	52	129	41.9
染 竹	162	294	51.0	上 下 門	72	205	36.6
浜 崎	123	291	37.8	川 内	38	94	40.4
桜 戸	153	380	33.4	福 浦	69	166	44.6
町 中	69	179	29.1	平 国 上	54	130	46.2
新 川	59	131	48.9	平 国 下	113	272	46.0
古 川	87	175	50.3	日 当	94	192	61.5
大 泊	125	284	49.3	日 添	125	272	52.2
中 尾	85	211	45.5	小 津 奈 木	88	203	43.8
古 中 尾	66	173	42.2	辻	7	11	72.7
倉 谷	61	154	53.2	丸 岡	105	269	14.9
合 計					1,902	4,427	42.6

※外国人を含む。

## 【財政の状況】

本町の財政状況は、歳入においては、歳入総額に占める一般財源の割合が高く、そのうち地方交付税が総額の46%の割合を占めている。依存財源比率は約75%あり、自主財源のうち町税は約10%となっている。歳出においては、歳出総額に占める義務的経費の割合が高く、地方債の発行抑制等により経常収支比率は改善しているが、扶助費や補助費等の増加により類似団体平均（83%）を上回り89%となっている。今後は定員管理計画に基づき、計画的な新規採用職員の適正化と物件費・補助費の削減や事務事業の更なる見直しを進め、行財政改革への取り組みを通じて義務的経費の削減に努め、投資的経費とあわせ計画的な施策の推進が必要である。今後とも財政状況が一層厳しい状況となるのは間違いなく、適正な定員管理・人員配置を行い、今までも増して一層の事務の効率化を図るとともに、各種事業の推進に当たっては、危険度、公益性、事業効果等を総合的に判断し効率化を図る必要がある。

○表 1-2 (3) 津奈木町財政状況

区 分	(単位：千円)		
	平成22年度	平成25年度	令和元年度
歳入総額 A	3,842,077	3,152,994	3,265,931
一般財源	2,005,017	2,007,216	2,043,167
国庫支出金	985,675	355,453	244,376
都道府県支出金	246,263	216,889	273,947
地方債	176,855	173,888	297,799
うち過疎対策事業債	0	66,700	155,100
その他	428,267	399,548	406,642
歳出総額 B	3,585,677	2,969,860	3,115,529
義務的経費	1,300,183	1,270,852	1,320,781
投資的経費	1,159,244	350,392	622,679
うち普通建設事業	1,155,858	343,088	616,790
その他	1,126,250	1,348,616	1,172,069
過疎対策事業費	1,402,529	960,510	1,460,501
歳入歳出差引額 C (A-B)	256,400	183,134	150,402
翌年度へ繰越すべき財源 D	114,106	25,455	18,171
実質収支 C-D	142,294	157,679	132,231
財政力指数	0.20	0.18	0.23
公債費負担比率	12.3	12.1	11.1
実質公債費比率	5.1	3.1	1.8
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	81.5	82.6	87.8
将来負担比率	-	-	-
地方債現在高	2,686,723	2,385,863	2,298,747

### 【施設整備状況】

本町の施設の状況について見てみると、道路関係については、過疎債の適用等により着実に整備が進んできているが、未整備箇所が数多く残っているため、今後とも計画的な整備が必要である。また、整備進捗に伴い既存道路の維持補修も毎年増加傾向にあるため、今後は特に計画的かつ効果的な維持補修が必要となっている。

義務教育施設については、全施設で耐震化事業は終了しているが、これからも安全安心な教育施設の環境維持を図るため、施設修繕が必要な場合は早急に対応するよう努めていく。また、学校給食センターでは、近年増加傾向にある食物アレルギーを持つ子どもの給食調理に対応できるよう、作業所を確保する必要がある。

その他、これまで取り組んでいる合併処理浄化槽の設置推進など生活環境整備に引き続き取り組むとともに、公営住宅、定住促進住宅の整備や生活道路、水道施設などを中心とした基盤整備に計画的に取り組む、定住人口の増加につなげていく必要がある。

○表 1－2（4）主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道 (m)	89,894	105,685	106,877	112,623	114,234
改 良 率 (%)	3.5	10.6	16.3	38.5	50.7
舗 装 率 (%)	47.4	81.2	83.4	89.1	93.4
農 道 延 長 (m)	-	-	15,093	16,295	15,545
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	0.4	11.3	21.1	-	53.8
林 道 延 長 (m)	-	-	25,343	28,381	28,381
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	0.9	27.5	11.7	-	13.0
水 道 普 及 率 (%)	49.0	92.4	93.5	94.1	94.8
水 洗 化 率 (%)	-	10.5	40.6	67.4	77.0
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0	0	0	0	0

#### (4) 地域の持続発展の基本方針

##### 【これまでの取組と今後の方向性】

本町では、まちづくりのメインテーマとして「住みたくなるまちづくり」を掲げ、さらに3つの基本理念である「多くの人々が訪れてくれるまちづくり」、「後世に残せる価値のある美しいまちづくり」、「誇りを持って住めるまちづくり」のもと各種施策の推進に取り組んできた。その中でも特徴的な取組として、昭和59年から町全体を美術館とする構想を提唱し、「緑と彫刻のあるまちづくり」に取り組んでいる。現在町では、橋の欄干や公園などで野外彫刻16体を見ることができる。また、平成13年には「つなぎ美術館」が開館したことで、各種企画展と点在する彫刻群が融合した散策ルートも完成し、多くの人々が訪れている。

今後は、これまでの取組をさらに発展させ、ここに住む人々がこれからもずっと住み続けたいと思う町、そして町外の方も将来はここに住んでみたいと思えるようなまちづくりを目指す。

そのために、まずは町民がこの町に住んで良かったと思えるような安心感や充実感を持ち続けることができるまちづくりを進めるとともに、町の歴史や文化、風土に立脚した地域資源を再発見し、それらの組み合わせによる新たな価値を創造・発信していくことで外部からのヒト・モノ・カネ・コトなどの経営資源を呼び込み、持続的に発展していく町を実現する。

##### 【地域の持続的発展に向けた基本方針】

これまで、本町の過疎対策については、町振興計画や過疎地域自立促進特別措置法に基づく計画の推進によって、産業振興、交通通信網の整備、生活環境整備などを中心に過疎化・高齢化社会に適応した基礎的な条件整備を行ってきた。しかし、依然として過疎化は進行しており、少子高齢化などに起因した地場産業の衰退、地域活動の低迷、地域活力の低下などは一層深刻さを増している。

こうした中、本年4月に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、過疎地域の自立に向け、地域における持続可能な地域社会の形成と、地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現を図ることとされている。

そのため、これまで過疎対策として取り組んだ施策の成果、第9期町振興計画後期基本計画や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略等を踏まえ、地域の持続的発展を促すために重要な方針として、町政の4つの重点施策でもある次の4項目を掲げ、県・近隣市町等との連携も図りながら、町民総参加でその実現を目指す。

また、本町を含む水俣・芦北地域においては、昭和53年の閣議了解に基づき、熊本県と地元市町とで策定している7次に亘る水俣・芦北地域振興計画により、水俣病の発生により著しく低下した地域活力の再生・振興に資する事業に取り組んでおり、今後も県及び水俣市、芦北町との更なる連携によって力強い事業推進を図っていく。

##### ●少子高齢化・人口減少対策

少子高齢化に歯止めをかけ、人口減少による町の活力低下を止めるため、子どもから高齢者まで健康でいきいきと活躍できる環境整備や各種サービスの充実を図るとともに、安全・安心な住民生活の確保や豊かな暮らしを基軸とした移住定住策を推進する。

##### ●農林水産業の振興

本町の基幹産業である農林水産業の再興による町経済の活性化を実現するため、各分野で稼ぐ

力を生み出すとともに、産地維持を可能にするための新たな担い手確保を図る。

### ●地元企業育成・雇用確保

地元企業の育成や雇用確保による活力あるまちづくりを実現するため、地元企業の支援策強化を実行するとともに、地域資源を活かした持続可能な新産業を創造し新たな雇用を創出する。

### ●観光の振興（交流の促進）

交流人口の増加による町の活性化を実現するため、これまでのアートの取組みや美しい自然、町の歴史・文化に立脚した豊かな暮らしをテーマにした交流促進を図る。

## （５）地域の持続的発展のための基本目標

第9期町振興計画や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略等を踏まえ、次のとおり設定する。

### 【人口に関する目標】

項目	現況値	目標値（令和7年度）
総人口	4,673人（H27）	4,140人
社会増減数	△89人（H27-R1平均）	±0（R3-R7平均）
転入者数	104人（H27-R1平均）	150人（R3-R7平均）

### 【その他の目標】

項目	現況値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
雇用創出数	—	10人
関係人口構築数（※）	—	4,000人

※ 新規ツアー・イベント等参加者数、ふるさと納税新規寄附件数、つなぎ百貨堂新規顧客数、つなぎファンクラブ会員数の合計

## （６）計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、津奈木町まち・ひと・しごと創生総合本部により、本計画の達成状況等に必要な町民・事業者アンケートや利用率等の各種データを収集し、各目標の達成状況等を踏まえPDCAサイクルによる効果検証と要因分析を実施し、実情にあわせた事業内容となるように見直しを行うとともに町議会や関係団体への報告・意見交換を行う。

また、必要に応じて、関係団体へのヒアリングやまちづくりに関する座談会等を開催する。

## （７）計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

## (8) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画の推進に当たっては、津奈木町公共施設等総合管理計画やその下位計画との整合について十分整理した上で各事業を実施する。

### ●津奈木町公共施設等総合管理計画の基本方針

#### 【公共施設（建築系施設）】

新規整備を抑制すると共に、施設の複合化等により施設総量を縮減し、将来の更新費用を削減するため、次の7項目について十分に整理した上で整備を進める。

- (1) 必要性を検証する
- (2) 機能性の向上を検討する
- (3) 公平性を確保する
- (4) 新規整備は原則として行わないこととし、必要な場合は中長期的な総量規制の範囲内で、費用対効果、人口比率の変化を考慮し施設の規模などを検討し、振興計画に位置付けを行った上で実施する
- (5) 施設を更新（建替え）する場合は複合施設を検討する
- (6) 施設総量（総床面積）を縮減する
- (7) 施設コストの維持管理、運営コストを縮減する
- (8) 更新費用を圧縮する

#### 【インフラ系公共施設】

- (1) 新設及び改修・更新をバランスよく実施し、現状の投資額（一般財源）を維持する
- (2) ライフサイクルコストを縮減する

## 2 移住・定住・地域間交流の推進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ア 移住・定住

町では人口減少対策として、平成29年度から空き家バンク制度等を運用するなど、町独自の移住・定住策を実施してきた。しかしながら、移住の受け皿となる住居確保や受入体制については十分ではない状況である。今後はさらに新型コロナウイルスの感染拡大等を受け、リモートワークやワーケーションも普及することで、地方への人の流れが加速化することが見込まれていることから、働き方の変革等に対応した移住・定住策を実施していく必要がある。

#### イ 地域間交流

本町では、水俣病の発生による公害被害地域というイメージからの転換を図るため、町全体を美術館とする「町全体美術館構想」に基づき、美しい自然環境とアートの調和による住みたくなるまちづくりを進めてきた。さらに近年では、それらの取組に加えて環境配慮型の農業推進の取組「つなぎFARM」事業や、郷土料理を基軸としたスローフードをテーマにした交流促進のための基盤づくりが進みつつある。

しかしながら、町全体で交流促進を図るための組織がないだけでなく、交流を進めるための交流プログラムや受け皿（受入団体、受入施設）は未整備のままである。

#### ウ 人材育成

過疎化が進む中、地域コミュニティを維持し、持続可能な地域社会を実現するためには、内部人材だけでなく外部人材の活用等も踏まえた人材育成が急務であるため、本町では地域おこし協力隊制度の活用等によって必要な地域人材の確保に向けた取組を進めてきた。

しかしながら、地域で必要とする人材確保までは至っていないため、都市部との交流事業を進める中で、内部人材の育成を図るとともに、地方への人の流れの拡大をとらえ、外部人材の獲得に向けた取組を加速させる必要がある。

### (2) その対策

上記課題等を踏まえ、本町の特徴的な取組みであるアートプロジェクトや食（スローフード）、自然環境を活かした体験などをテーマとした関係人口の構築を図るため、町内事業者等と連携した町のブランディングや情報発信を行うとともに、関係団体と連携した移住・交流促進策等に取組み、津奈木町への新たなひとの流れをつくる。

#### ①移住・定住対策

- ・民間事業者等と連携した移住・定住ワンストップ窓口の整備を行う。
- ・各種情報発信事業（フェア参加等含む）を実施する。
- ・移住支援金等補助制度の積極的に運用する。
- ・地域おこし協力隊の受け入れと積極的活用を図る。
- ・お試し住宅の整備・運用を行う。
- ・移住・交流ツアーを実施する。

## ②地域資源を活かした交流促進

- ・地域資源循環・交流型まちづくり事業を推進する。
- ・アートプロジェクト活用した交流促進（アートツーリズムの推進）に取り組む。
- ・農業体験や食（スローフード）をテーマとした交流を促進する。
- ・フィールドミュージアム事業による豊かな地域イメージの発信と交流促進を図る。
- ・スローライフをテーマにした食のおもてなしと交流促進の取組を推進する。

## ③受入体制整備

- ・観光ガイドの育成と観光ルートの開発を実施する。
- ・町を周遊するための二次交通網の整備を行う。
- ・町内事業者等と連携し、観光客の滞在時間延長対策に取り組む。

## ④町情報の戦略的発信

- ・町ホームページのリニューアルと観光ウェブサイトの充実を図る。
- ・関係人口構築や移住促進をテーマにした情報整理と発信を行う。
- ・SNSなどあらゆるメディアを活用した情報発信に取り組む。

## ⑤交流まちづくり拠点の整備と連携

- ・つなぎ温泉周辺魅力アップ事業（基本構想策定、施設整備等）を推進する。
- ・交流まちづくり拠点施設（宿泊施設、観光案内所等）の整備・運用を図る。
- ・散策ルートの形成と環境整備（ベンチ設置等）に取り組む。
- ・観光施設間の連携強化（イベント開催含む）を図る。

## ⑥関係人口を増やす仕組みづくり

- ・つなぎファンクラブの運用を図る。
- ・各種情報発信や販売促進などによる関係人口の増加策を実施する。
- ・既存イベントのバージョンアップとフォトコンテストなど新規イベントに取り組む。
- ・都市部での交流会と体験ツアーを実施する。
- ・関係人口構築に向けた推進体制の確立と情報ツール作成・発信を行う。

## ⑦町の未来を担う人材づくり

- ・交流プロジェクトなど各種施策を軸とした人材育成に取り組む。
- ・人材育成基金等を活用した町内団体等の人材育成の支援を行う。
- ・地域おこし協力隊など各種制度を活用した人材育成を推進する。

## ⑧地域商社（推進協議会）を中心とした、移住・定住・地域間交流の推進、人材育成の指針づくりと情報発信

- ・地域商社（推進協議会）や町関係団体等との連携による町内外における交流推進や人材育成に関する事業推進体制の確立を図る。
- ・ふるさと納税や交流体験事業を活用した関係人口創出、移住定住を促進する。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
1 移住・定 住・地域間交 流の促進、人 材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	移住・定住	移住定住促進事業	地域おこし協力隊関係 費等	町
		地域間交流	つなぎのファンづくり推進事業	ふるさと納税運用等	町
			農業体験事業	農業体験受入補助	集落
			地域資源循環・交流型まちづくり事業	交流プロジェクト	町
			つなぎ型スローフード推進事業	イベント等	町
			フィールドミュージアム事業	アートプロジェクト等	町
			人材育成	人材育成推進事業	人材育成推進事業

《過疎地域持続的発展特別事業の事業効果》

地域間交流等を通して持続可能なまちづくりに必要なノウハウ習得や人材育成を図る取組であり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ハード整備に当たっては、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、関連する建築系公共施設における施設類型ごとの基本方針との整合も図りながら整備を進める。

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ア 農業

本町の農業は、果樹、稲作を主体としており、果樹では西南暖地の特性を生かした施設栽培も導入されている。しかしながら、農産物の貿易自由化で、米や果樹の生産調整、価格の低迷、後継者不足など農業をとりまく社会情勢は厳しく、今後の農業のあり方について総合的に検討する必要がある。特産品開発など農産品の有利販売対策については、つなぎ温泉四季彩・つなぎ百貨堂・JAふれあいの店など観光施設や直販店での販売促進や、都市部での宣伝・販売効果により地元産特産品の需要も年々高まってきていることから、今後は観光資源と連携した特産品の開発や環境配慮型の農業を展開するための基盤づくりと安全・安心な農産物のブランド確立と併せて、それらの農産物の安定供給を図っていく必要がある。

また、高齢者の生きがい対策や農家の所得向上対策としては、野菜や特産品の生産から販売までを一貫して行う農業経営の確立に向けて、JAふれあいの店等との連携を強化し、経営の安定化を図る必要がある。

今後の土地利用については、農用地の流動化を促進し担い手となる農家に優良農地を集積することで農業の合理化を図る。特に果樹においては、産地の維持を図るため、新たな担い手の確保対策と併せて基盤整備を推進していく必要がある。

なお、年々増加傾向にある耕作放棄地や有害鳥獣被害等の問題についても早急な対策が必要である。

##### イ 林業

本町の森林面積は2,181haで、林野率64%を占めている。その所有形態別内訳をみると、国有林16ha(約1%)、県有林11.21ha(約1%)、町有林346ha(16%)、私有林1,807ha(83%)であるが、私有林の経営規模別所有形態は、5ha未満の林家が約82%を占めており、大部分が農業との複合経営であり、小規模零細的である。

民有林の森林面積は2,165haであり、その樹種別内訳はスギ783ha(36%)、ヒノキ836ha(38%)、クヌギ等16ha(1%)、その他天然林等(24%)となっている。そのうち人工林面積は1,650haの人工林率76%(県平均60%)と高くなっているが、戦後、植栽されたものが大部分であり、これまで保育間伐等の手入れを行ってきており、主伐可能な林分が多数を占めている。

このため、今後は一体的・計画的な森林整備を積極的に推進し、木材の安定供給体制の確立を目標とした森林施業計画の計画的な実施を推進しながら、生産基盤の整備・拡充や高性能林業機械等の導入による生産性向上を図り、国産材加工施設等への産直化による流通コストの低減等による生産から流通までの一貫した低コスト林業の確立を図る必要がある。また、天然林等についても森林のもつ公益的機能の維持・増進を図る必要がある。

##### ウ 水産業

本町の水産業は、不知火海において吾智網、船曳、一本釣、刺網等の沿岸漁業が主体であり経営規模は、零細な個人経営で、所得水準も低くほとんどが兼業状態である。また、近年の水産業

と漁家経営を取り巻く環境は、魚価の低迷、水産資源の減少、漁業就業者の減少と高齢化が進行するなど極めて厳しい状況にある。加えて最近では燃油価格や飼料の高騰等を受け、一層の経営合理化が求められている。現在、町と漁協とが連携して、資源管理型漁業、栽培漁業及び水産加工品の製品開発と販売拠点づくりを推進し、漁業経営の安定と所得の向上に努めているが、今後も継続・発展的な取り組みが必要である。漁港の整備では、各漁港において、老朽化した施設の整備を計画的に進めていく必要がある。

## エ 商工業

本町の商業は多様化した消費行動に十分対応できていないため、今後は、商工会事業の活用による地元事業者の経営合理化等を推進するとともに、地域の実情に応じた消費者ニーズの把握や商品の流通形態の把握、個々の経営技術の向上を図る必要がある。また、地域経営の視点に立った持続可能なまちづくりを進める観点から、地域資源を活用した新産業創出をテーマとして、地方創生事業や農林水産業の振興策と連動して地場産業の振興と雇用創出を実現していかなければならない。

工業振興に関しては、本町の工業団地内で複数の企業が操業をしているが、経済低迷の影響を受け企業活動が縮小傾向にあるため、今後は光ブロードバンドを活用したIT企業のサテライトオフィス誘致など、本町の地域特性を最大限に活かした企業誘致を展開することで新たな雇用の場を創出していく必要がある。

## オ 観光

本町の観光は、これまでの取組により、つなぎ温泉四季彩、つなぎ物産ギャラリー、つなぎ美術館などの観光施設や野外彫刻などを結ぶ散策ルートが形成されるなど一定の成果は上がっているものの、発地での営業や情報発信不足等により観光客の増加には繋がっていない。

さらに根本的な課題として、町内に宿泊施設がないことや観光客の受入や旅行商品の造成・販売促進を担う地元組織がないことから、町に観光客を呼び込み経済波及効果を生み出す仕組みをつくっていない現状にある。今後は、宿泊施設の整備や観光人材の育成等に取り組むとともに、新しい総合産業としての視点から、グリーンツーリズムや地域づくりなどを加え、町全体で取り組んでいく必要がある。

## カ 情報通信産業

本町では既に町全域で光ブロードバンドの整備が完了しているものの、地場産業におけるICTの活用等は十分にできていない状況にある。そのため、ICTの活用が可能となる人材育成を図るとともに、小学校跡地や空き家等を活用したITサテライトオフィスの誘致等を推進する必要がある。

## (2) その対策

上記課題等を踏まえ、過疎化を加速させる大きな要因である「働く場がない」状況からの脱却を図るため、本町の基幹産業である農林水産業の振興を核として、地域資源を活用した地場産業の育成や企業誘致の推進により町内に安定した雇用を創出する。なお、各種施策の実施に当たっては、近隣市町をはじめ熊本県と地元市町とで構成する水俣・芦北地域雇用創造協議会など各種団体との連携を強化するなど広域連携を推進し、より高い事業成果を担保する。

## ア 農業

### ①生産基盤の強化と生産流通体制の確立等

- ・地域にあった作物の導入と、産地間競争を勝ち抜くための生産流通体制の確立、生産団地の土地等の基盤整備、ハウス施設の導入等による収量の増加・高品質化等による高所得農業の推進を図るとともに、六次産業としての加工品開発に積極的に取り組む。
- ・果樹振興策としては、生産基盤の整備による省力化等を推進しながら、デコポンをはじめ、甘夏やスイートスプリングの生産販売体制の強化を図るとともに、その他高収益性が見込まれる落葉果樹等の導入や熱帯果樹の生産体制確立に向けて取り組む。
- ・各農村関係事業により、農業生産基盤及び農村環境の総合的な整備を推進する。
- ・農業振興に資する農道整備を推進する。
- ・農業用水を確保するため、ため池の整備やボーリング事業等に取り組む。

### ②食の安全・安心、地産地消の推進

- ・食の安全・安心や地産地消を推進するため、特別栽培農産物エコファーマー制度の導入等を行うとともに、つなぎ温泉四季彩・つなぎ百貨堂・JAふれあいの店等を拠点とした販売体制や流通体制を確立する。

### ③耕作放棄地対策と後継者の育成

- ・近年増加傾向にある耕作放棄地対策としては、「中山間地域等直接支払事業」や「多面的機能支払事業」を活用するとともに、単県事業での営農開始への取組や耕作放棄地の発生防止に向けた取り組みについても今後検討していく。
- ・認定農業者の確保と、視野の広さと高度な農業技術をもつ後継者の育成を促進する。

### ④安全・安心な食と農の推進と確立

- ・水俣病を経験したからこそできる安全・安心な食と農を確立するために、環境配慮型の農業を展開していくための基盤づくりを行いながら、無肥料・無農薬の自然栽培や減肥料・減農薬による栽培で農村環境の保全と産地間競争を勝ち抜いていくための取組「つなぎFARM」事業の推進を図っていく。環境配慮型の農業でできたこだわりの農産品は地域ブランドとして都市圏等で宣伝・販売を行っていき、地元ではつなぎ百貨堂を中心に宣伝・販売を行いながら、学校給食への食材提供など地産地消の取組も同時に進めていく。

### ⑤その他

- ・年々増加傾向にある有害鳥獣被害等の対策としては、ICTの活用など新たな技術も導入しながら、関係団体と連携した被害防止の取組を推進する。
- ・「家菜つなぎ隊」を中心に主要農作物や耐暑性野菜等の栽培講習・研修を実施し、農業ヘルパーの育成や高齢者の生きがい対策につなげる。
- ・くまもと県南フードバレー構想推進に向けた活動を通じて、異業種等との交流促進を図り、6次産業化や農商工連携による地域内生産物の高付加価値化を進め、地域経済の活性化、雇用の創出につなげる。

## イ 林業

### ① 森林資源の計画的培養

- ・森林資源の健全な育成を図るため、一体的・計画的な森林施業を実施するとともに、森林環

境譲与税等の活用による、森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の構築・運用を図る。

- ・森林環境保全整備事業等の補助事業を活用し、森林が持つ公益的機能の増進を図るため、町有林の更新等を推進する。
- ・さらに効率的な森林施業の実施を図るため、集約化施業を推進する。

#### ②林業生産基盤の整備・拡充

- ・林道及び作業道の整備を積極的に推進する。
- ・林産物の有効利用を推進する。

#### ③林業経営の合理化及び森林組合の強化

- ・森林施業の共同化及び合理化を推進する。
- ・森林組合の組織強化及び資本の高度化並びに作業班員の育成・確保を図る。

#### ④林産物の生産、流通、加工の合理化

- ・素材生産から流通に至るまでの一貫した安定供給体制の整備による低コスト林業の確立を図る。
- ・間伐材等を中心とした木材の総合利用の推進を図る（B材、C材、バイオマスへの利活用等）。

### ウ 水産業

#### ① 水産資源の回復と持続的利用の向上

- ・資源管理型漁業・栽培漁業や安全・安心で持続的生産を目指した養殖漁業の推進を行う。
- ・水産資源の回復を図るため漁場の環境整備や藻場の造成などを行う。

#### ②水産物の販売加工流通対策の強化

- ・水産加工品の製品開発及び販売流通体制の整備を行うとともに、漁業生産活動強化のための漁港整備や漁業協同組合組織の強化を図る。

#### ③観光漁業の振興

- ・漁業をテーマにした交流促進を図るため、漁業者と連携して体験プログラムの確立を図る。

#### ④漁協の経営基盤の強化等

- ・漁船保険や漁船エンジンオーバーホールに対する助成など漁業者支援を実施する。
- ・津奈木漁協の経営体制の強化を図るため、経営改善や販売力強化に対する支援を行う。

### エ 商工業

#### ①地場産業の振興

- ・地域商社（推進協議会）を中心とした、農商工観の連携促進や地域資源活用による持続可能な新ビジネスの創出支援等を行い、地場企業の育成・振興を図る。
- ・町商工会事業を中心として、水俣・芦北地域雇用創造協議会やくまもと県南フードバレー推進協議会とも連携し、広域連携による産業振興と雇用確保に向けた取組の支援を行う。

#### ②経営の高度化・近代化・協業化等

- ・仕入れの協業化等による経営合理化や多様化した消費者ニーズに対応するための仕組みづくりを行うとともに、地域リーダーとなる人材育成及び後継者の育成を図る。

#### ③経営の安定化

- ・経営の安定化に向けた各種融資制度の普及・活用の促進を図る。

#### ④商業団体の強化・にぎわいの創出

- ・商工会の組織・機能の充実・強化を行うとともに、関係団体と一体となったイベントの実施等によるにぎわいの創出を図る。

#### ⑤工業基盤の整備

- ・南九州西回り自動車道の建設促進と工業団地の適切な管理を行う。

#### ⑥企業誘致

- ・バイオマスタウン構想を活用した企業誘致等に広域連携して取り組む。
- ・企業振興補助金をはじめ固定資産税や工業用水使用料減免等の優遇対策を継続して行う。
- ・閉校した平国小学校跡地を活用し、企業誘致や地場産業の育成等を図るための複合施設整備を行う。

### オ 観光

#### ①アート、食（スローフード）、農をテーマにした観光振興

- ・地域資源を活用した体験プログラムの造成と販売促進を行う。
- ・観光体験プログラムの開発やお土産品の開発など、町関係団体等と連携した外貨獲得のための仕組みづくりを行う。

#### ②交流・体験型の観光開発

- ・農業体験や美しい自然環境を生かした自然体験プログラム等の開発と販売促進を行うとともに、学びの要素を組み込んだ観光交流事業を推進する。
- ・農、食、アートなど地域資源を活用した観光体験プログラムの創出を組み合わせによる交流人口の拡大を実現する。

#### ③受入体制の整備（観光ガイドの育成・観光ルート開発）

- ・地域商社（推進協議会）など関係団体を中心とした、都市農村交流や体験型観光に係る受入・推進組織の設立と関連事業の推進体制を確立する。
- ・観光ガイドの育成やレンタサイクルの設置など観光客の受入体制の整備を図る。
- ・野外彫刻や石橋などを散策するプログラムの確立を図るとともに、案内看板など必要なハード整備や肥薩おれんじ鉄道と連携した旅行商品づくりに取り組む。
- ・水俣芦北地域観光推進協議会、水俣・芦北地域雇用創造協議会、水俣芦北観光応援社などと連携し、シーサイドロード等を生かした広域連携による観光ルートづくりや二次アクセスの改善策等を検討・実施する。

#### ④観光スポットの整備と開発

- ・つなぎ温泉周辺魅力アップ事業として、観光・交流拠点（宿泊・交流施設等）の整備を行う。
- ・つなぎ温泉四季彩、つなぎ物産ギャラリー、つなぎ美術館などをはじめとした観光施設の適切な管理運営と計画的な施設改修事業の実施。
- ・小学校跡地（旧赤崎小学校及び旧平国小学校）の跡備整備事業を中心とした、観光拠点化事業を推進する。
- ・つなぎ美術館や舞鶴城公園周辺の環境整備事業に取り組む。
- ・三ツ島海水浴場や旧平国小学校などを活用した屋外キャンプなどアウトドア活動の推進に向けた環境整備を検討・実施する。

- ・中尾水源、深溝ダム、薬草岳など新たな観光スポットの活用方策に関する検討を行う。
- ・民間資金等を活用した小規模宿泊施設整備に対する補助制度の創設・運用を図る。

#### ⑤インバウンド対策

- ・魅力ある旅行商品の造成と販売促進を行う。
- ・インバウンドに対応したハード・ソフト整備を行う。

#### ⑥町情報の戦略的発信

- ・観光ウェブサイト町ホームページを活用した情報発信を実施する。
- ・関係人口構築や移住促進をテーマにした情報整理と情報発信を行う。
- ・SNSなどあらゆるメディアを活用した情報発信を推進する。

### カ 情報通信業

#### ①ICT人材の育成

- ・人材育成事業等を活用し、町内のICT活用人材の育成を図る。

#### ②小学校跡地や空き家等を活用したITサテライトオフィス等の誘致促進

- ・閉校した平国小学校跡地や町内に点在する空き家等を活用し、ITサテライトオフィスをはじめとした企業誘致を図るための各種支援策の実施や必要な施設整備を行う。

### (3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
2 産業の 振興	(1) 基盤整備  農業				
		野菜振興事業	研修等	町	
		中山間地域等直接支払事業	交付金	集落	
		多面的機能支払事業	農地維持・共同活動に対する支援	集落	
		安全・安心な食と農確立事業	農業実践塾実施、都市圏物産展出展等	町	
		県営中山間地域総合整備(芦水地区)事業負担金	負担金	熊本県	
		果樹共済補助金	補助金	共済組合	
		担い手育成支援事業	青年就農給付金、担い手窓口整備等	町	
		新幹線恒久対策施設整備事業	ため池等施設の維持管理	町	
		鳥獣被害防止総合対策事業	地域協議会、進入防止策の設置	町	
		収入保険補助金	補助金	共済組合	
		つなぎのお米プロジェクト	町内産のお米(特別栽培米)の給食導入等	町	
		農業後継者・新規就農者育成支援事業	就農奨励金	町	
		つなぎ型環境農水調和事業	セミナー開催等	町	
		耕作放棄地解消対策事業	補助金	町	

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考	
2 産業の 振興	(1) 基盤整備					
		農業	耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業	補助金	町	
	農作業省力化支援事業		原材料費支給	町		
	農業用機械導入支援(補助)事業		補助金	町		
	林業	森林整備地域活動支援交付金	森林経営計画の促進 境界の明確化等	森林組合		
		森林組合作業班員確保対策事業	社会保険料等補助	森林組合		
		くまもと間伐材利活用推進事業	補助金	森林組合		
		単県治山事業	1箇所	町		
		流域育成林整備事業	補助金	森林組合		
	水産業	ヒラメ等放流事業	負担金	栽培漁業 協会		
		漁船保険助成金	補助金	漁協		
		漁船エンジンオーバーホール事業	助成金	町		
		水産基盤整備交付金事業	補助金	漁協		
		マガキ養殖事業	補助金	漁協		
	(2) 漁港施設	福浦漁港機能増進事業	浮体式係船岸 一式	町		
		福浦漁港整備事業(水産物供給基盤機能保全事業)	港湾道路舗装補修、 護岸補修等	町		
		大泊漁港整備事業(水産物供給基盤機能保全事業)	物揚場補修、係船護岸 補修等	町		
	(5) 企業誘致	旧平国小学校跡地利活用事業	施設・設備等整備工事	町		
		企業振興補助金	補助金	町		
	(7) 商業	その他				
			商工会補助金	補助金	町	
			小規模事業者総合支援補助金	補助金	町	
			地域商社設立事業	出資金	町	
	(9) 観光又はレクリ エーション	舞鶴城公園整備事業	植栽整備等	町		
		つなぎ温泉四季彩設備改修事業	設備改修	町		
		物産館改修事業	施設・設備等修繕	町		
温泉センター・物産館施設指定管理委託事業		委託料	町			
低炭素型観光地域づくり事業		体験ツアー実施等	町			
つなぎ温泉四季彩周辺魅力アップ事業		宿泊及び交流施設整備 工事等	町			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考	
2 産業の 振興	(9) 観光又はレクリ エーション	小規模宿泊施設整備補助金	補助金	町		
		旧赤崎小学校跡地利活用事業	トイレ整備等	町		
		旧平国小学校跡地利活用事業	施設・設備等整備工事	町		
		観光ウェブサイト整備事業	観光プロモーションルー ル制作	町		
		九州周遊観光サービスモデル事業	通信費	町		
		公園等管理事業	委託料	町		
		つなぎ美術館施設改修事業	施設改修等	町		
		駅舎防水等改修事業	施設改修	町		
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業	商工業				
			地域商社推進事業	負担金	町	
県南フードバレー推進事業			負担金	熊本県		

#### 《過疎地域持続的発展特別事業の事業効果》

過疎地における人口減少の根本的な原因である「働く場」の創出や地場産業の振興を図る取組であり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

#### (4) 産業振興促進事項

##### (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
津奈木町全域	製造業、情報サービス業等、農 林水産物販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

##### (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)、(3)のとおり

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

ハード整備に当たっては、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、関連する建築系公共施設における施設類型ごとの基本方針や個別施設計画との整合も図りながら整備を進める。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

インターネットの急速な普及等に伴い、情報基盤や技術、ソフトウェア等もめざましく進展している。本町でも平成26年度に全町に光ブロードバンドを整備し、他地域との情報通信基盤の格差是正を図った。

今後は、ICT（情報通信技術）を活用した地域公共交通の活性化や医療及び教育の充実等を図っていくとともに、町ホームページなどWEB媒体のリニューアル等を随時行い、町政情報のより効果的な発信をしていく必要がある。

そのほか、本町の町政情報の各家庭への情報伝達手段としては、有線放送施設を整備しており、現在の加入率は90%を超えている。しかしながら、台風等の大規模災害時には断線等により通信が遮断される場合があり、今後は防災情報を確実に伝達するための、大規模自然災害に対応した無線通信設備を整備する必要がある。

また、電子自治体の推進に当たっては、県及び県内市町村で構成する「熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会」において、各種電子自治体システムの共同開発・運用に取り組むとともに、DXを活用した事務の効率化や合理化を進めながら、住民サービスの向上に必要なデジタル化を推進する必要がある。

### (2) その対策

#### ① ICT等を活用した情報発信

- ・町ホームページや各種メディア、SNS等を活用した効果的な情報発信を行う。

#### ② デジタル防災行政無線システムの整備

- ・近年大型化している自然災害に強い情報通信網の整備として、防災行政無線のデジタル化を行う。

#### ③ 電子自治体の推進

- ・新型コロナ対応における社会全体のデジタル化の動きに合わせ、地域の実情に即したデジタル技術やAIを活用した行政サービスの確立を図る。

(3) 計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
3 地域にお ける情報化	(1)電気通信施設等 情報化のための施設				
	防災行政用無線施設	防災無線構築事業	実施設計、工事等	町	
	その他	有線放送設置整備事業	委託料	町	
	(2)過疎地域持続的 発展特別事業				
	その他	光ブロードバンド加入促進事業費補助 金	補助金	町	
		総合電算システム管理・運営	システム管理運営等	町	
		広報事業	広報活動の展開	町	

《過疎地域持続的発展特別事業の事業効果》

I C Tを活用した情報発信や各種サービスの充実を図る事業であり、関係人口の構築や住民サービスの恒常的な質の向上に繋がり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ハード整備に当たっては、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、関連する建築系公共施設における施設類型ごとの基本方針との整合も図りながら整備を進める。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 交通施設

##### ①町道等

本町の中央を九州新幹線、肥薩おれんじ鉄道、国道3号が並行して走り、それを基幹として、海岸線沿いなどに県道が走っている。また、この国道と県道から町道が縦横に走り集落を結んでいるような状況である。都市との交流を促すためには、九州縦貫自動車道に接続する南九州西回り自動車道（芦北出水道路）の建設等を促進するとともに、広域圏事業として県道や広域農道の整備促進を図り、地域の発展につなげていく必要があるが、今後は特に、南九州西回り自動車道や九州新幹線など高速交通網の整備促進にあわせた交通体系やネットワークの確立を進めていく必要がある。

町道については、現在203路線あり、その改良率は50.6%、舗装率は93.4%と着実に整備は進んでいるものの、依然として低い水準にとどまっているため、維持管理、交通安全及び防災対策とあわせて、今後も計画的に整備を進めていく必要がある。また、町内にある81の橋梁の中には重量制限が不明なものもあるため、今後、近接目視等による定期点検を実施し、計画的な維持修繕につなげる必要がある。

##### ②農道、林道

農道・林道については、生産基盤を向上させる上で非常に重要な役割を果たすとともに、生活用道路としても活用されているものも多くあるため、今後も各種制度等を活用しながら、引き続き改良・舗装等に取り組んでいく必要がある。

#### イ 交通手段の確保

本町の生活交通の中心的役割を担ってきた路線バスについては、少子高齢化の進展等に伴い利用者数の減少が続き、厳しい現状であったため、これに替わる新たな公共交通手段として、公共交通空白地域の交通サービスの提供も含め、予約型乗合タクシーの運行を開始した。今後は利用促進策も含め、公共交通サービスの充実を図っていく必要がある。

また、九州新幹線開業に伴い、JR九州から分離され第三セクターとして運営されている肥薩おれんじ鉄道については、開業2年目から赤字経営となるなど非常に厳しい状況であるが、通院・通学など町民の貴重な交通手段であることから、県と沿線市町で様々な利用促進策を実施しながら運行支援に取り組んでいく必要がある。

さらに、町の観光施策の実施に伴い、特に赤崎、平国方面への観光ルートが形成されつつあることから、二次交通対策として定期観光バスや自動運転等の新技術の導入も含めた新たな交通システムの導入について検討し、可能なものから随時導入を進めていく必要がある。

### (2) その対策

#### ア 交通施設

##### ①町道等

・広域圏での経済活動基盤の確立及び地域間交流の推進を図るため、南九州西回り自動車道（芦

北出水道路) や県道等について国・県と連携して整備促進を図る。

- ・町道については、緊急性の高いものから計画的に改良・舗装・防災事業等に取り組むとともに、ガードレールなど交通安全施設の整備や維持管理等の徹底を図る。
- ・橋りょうについては、長寿命化修繕計画に基づき計画的な維持修繕を図る。

## ②農道、林道

- ・町道等との有機的な連携について配慮しながら、各種制度を活用した計画的な整備を図る。

### イ 交通手段の確保

- ・町外へのアクセスに必要な幹線路線バス及び肥薩おれんじ鉄道については、関係機関と連携して様々な利用促進策を実施するとともに、今後も引き続き運行支援を行っていく。
- ・予約型乗合タクシーについては、利用者数の増加を図り、様々な利用促進策を実施しながら公共交通サービスの充実を図る。
- ・観光対策としての二次交通網の整備等については、まずは事業ベースで実証事業等を実施し、導入可能性について整理を行った上で、随時導入を進めていく。

## (3) 計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1)市町村道  道路				
		町道維持管理事業	除草、維持補修	町	
		町道舗装長寿命化補修事業	舗装補修	町	
		浜崎線道路改良事業	L=270m W=4.0m	町	
		久子線道路改良事業	L=100m W=4.0m	町	
		男島線路肩(歩道)整備事業	L=300m W=1.0m	町	
		竹中染竹線道路改良事業	L=240m W=4.0m	町	
		町原線道路改良事業	L=500m W=4.0m	町	
		内野線(有田線)局部改良事業	L=30m	町	
		笹迫線道路改良事業	L=135m W=4.0m	町	
		新川中尾線改良事業	L=330m W=4.0m	町	
		宇戸永田線改良事業	L=149m W=4.0m	町	
		新川中尾線歩道設置事業	L=250m	町	
		白ヶ浦線道路改良事業	L=470m W=4.0m	町	
		平国赤崎線法面対策事業	L=150m SL=20m	町	
桜戸線法面対策事業	L=60m SL=20m	町			
津奈木工業団地線(仮称)道路新設事業	L=1,200m W=4.0m	町			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1)市町村道				
	橋りょう	橋梁長寿命化改修事業	改修工事	町	
		橋梁定期点検事業	橋梁点検	町	
	その他	交通安全施設設置事業	ガードレール等安全施設設置	町	
		トンネル定期点検事業	トンネル点検	町	
	(2)農道	農道維持管理事業	除草、維持補修	町	
		農道舗装事業	舗装補修	町	
	(3)林道	林道維持管理事業	除草、維持補修	町	
	(9)過疎地域持続的 発展特別事業				
	公共交通	生活交通対策(バス対策)補助金	運行支援補助金	町	
		生活交通確保対策事業	乗合タクシー運行委託料	町	
		肥薩おれんじ鉄道運行対策支援事業補助金	運行支援補助金	町	

#### 《過疎地域持続的発展特別事業の事業効果》

住民の交通手段の維持・確保によって定住人口の確保を目指す取組であり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ハード整備に当たっては、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、関連する建築系公共施設における施設類型ごとの基本方針及び土木系公共施設の基本方針との整合も図りながら整備を進める。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 水道施設

給水人口の減少や節水意識の向上等により水の需要は減少している一方で、老朽施設の更新や施設の耐震化等による維持管理コストの増加が懸念されている。このような状況を踏まえ、本町では簡易水道の将来像を示した「津奈木町水道事業経営戦略」に基づき、経営基盤の強化を図り、料金の適正化、財源の確保及び計画的な施設更新を図る必要がある。

#### イ 生活排水処理施設

本町の生活排水処理については、地理的条件等から効率の良い浄化槽の設置促進を図っているが、普及率については、令和2年度末で77.8%となっており、今後も引き続き計画的な事業推進を図る必要がある。

#### ウ 廃棄物処理施設（ごみ・し尿処理）

ごみ処理については、広域行政事務組合で広域的な処理が行われているが、年々増加・多様化するごみへの対策としてリサイクルを強化し、排出量の減量化・再資源化の推進を図り、循環型社会の構築に向けた取組を進める必要がある。

し尿処理については、海洋投棄が全面廃止されたことに伴い、平成13年から水俣市の民間業者が経営する処理施設へ運搬することとなり、水環境及び生活環境の改善に努めている。

#### エ 消防施設

消防活動については、広域消防のほかに町内に9分団（団員定数245名）があり、小型動力ポンプ11台、小型動力ポンプ積載車9台、消防ポンプ自動車1台を保有している。しかし、これら資機材の老朽化が進んでいるため、広域消防の緊急車両等と併せて随時更新していく必要がある。

また、集落の中には水利の確保等が困難な箇所もあるため、計画的に耐震性防火水槽等の整備を進める必要がある。

#### オ 公営住宅等

現在、町には公営住宅と定住促進住宅が整備されている。今後は、過疎化や少子高齢化、高速交通網の整備促進に伴う通勤・通学圏の拡大など今後の住宅需要の動向を考慮し、公営住宅等の計画的な整備を推進する必要がある。

また、老朽化した公営住宅等の改修を計画的に実施するとともに、進展する高齢化等に対応するため、公営住宅等や民間住宅におけるバリアフリー化を促進する必要がある。

#### カ 空き家対策

空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行に基づき、本町では平成27年度に町内全域の空き家の現況調査を実施し、データベース化している。その結果、適切な管理が行われておらず、防犯、衛生、景観面等において地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている家屋が確認されている。

今後は、空き家等の分析・整理及び管理を行うとともに、平成29年度から運用を開始した津奈木町空き家バンクにおいて、利活用可能な空き家を移住希望者に情報発信し、移住の促進を図

っていく必要がある。危険家屋対策としては、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全を行うためのデータベースを活用した空き家等対策を行う必要がある。

#### キ その他

- ・定住人口の増加を目的として造成した役場庁舎裏の「さくら団地」の分譲に積極的に取り組むとともに、医療、福祉、交通、河川防災、生活環境など定住人口を増加させるために必要な施策等の総合的な検討を行う必要がある。
- ・近年自然災害が大規模化してきており、高齢化社会において有事の際の避難誘導等についてはきめ細かな対応が求められるため、消防団の組織力向上や自主防災組織の充実等にも取り組んでいく必要がある。

### (2) その対策

#### ア 水道施設

- ・事務事業の効率化や施工方法の見直し等によりコスト削減を推進する。
- ・「津奈木町水道事業経営戦略」に基づき、老朽施設の更新や耐震化などの施設整備を計画的に進める。
- ・災害に備えた水源の分散化や対策マニュアルの整備等による非常時体制の確立を図る。

#### イ 生活排水処理施設

- ・生活排水処理については、普及率83%を目標に浄化槽の設置整備を促進する。

#### ウ 廃棄物処理施設（ごみ・し尿処理）

- ・町のごみ処理計画に基づき、適正な処理体制の確立に努めるとともに、ごみの分別収集の徹底等を図り、より一層ごみの減量化・再資源化を進める。
- ・ごみ処理、し尿処理の広域的な取組等を推進する。

#### エ 消防施設

- ・補助制度等を活用して、常備消防（広域消防）及び非常備消防（町消防団）の緊急車両等消防資機材の更新を行う。
- ・地元との調整を図りながら、計画的に耐震性防火水槽の設置を推進する。

#### オ 公営住宅等

- ・今後の住宅需要の動向を考慮しながら、計画的な公営住宅等の建設を図るとともに、老朽化した公営住宅等の改修を行う。
- ・進展する高齢化社会に対応するため、住宅のバリアフリー化を促進する。

#### カ 空き家対策

- ・空き家バンク制度や空き家リフォーム補助金等を活用し、空き家の利活用を促進する。
- ・倒壊等の恐れのある家屋の把握及びその対策を行い、住民の生命・身体・財産の保護及び生活環境の保全を行う

#### キ その他

- ・定住促進のための総合的な施策の検討を行いながら、さくら団地の分譲など住宅環境の整備を積極的に推進する。
- ・団員確保や研修を通じて消防団の組織力向上を図るとともに、自主防災組織の充実を図る。

(3) 計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考	
5 生活環 境の整備	(1)水道施設  簡易水道					
		簡易水道施設整備事業	送水管・配水管・電気設備等	町		
		配水池等清掃委託	全11箇所	町		
		量水器交換事業	1520個	町		
	(2)下水処理施設  その他					
		合併処理浄化槽設置整備事業	補助金(125基分)	町		
	(3)廃棄物処理施設  ごみ処理施設					
		生ごみ・不燃物運搬及び資源ごみ処理等事業	委託料	町		
	(5)消防施設	消防防災施設整備事業	積載車、小型ポンプ	町		
	(6)公営住宅	公営住宅建設・改修事業	建設・改修工事	町		
		定住促進住宅建設・改修事業	建設・改修工事	町		
	(7)過疎地域持続的 発展特別事業  生活					
		さくら団地分譲事業	分譲事業、各種補助等	町		
		定住促進事業補助金	補助金	町		
		空き家を活用した定住促進事業	補助金	町		
		民間賃貸住宅建設補助金	補助金	町		
		防災	自主防災会活動事業	自主防災会活動(研修会等)	町	
	(8)その他	防犯灯設置事業	防犯灯設置	町		
		高潮対策事業	護岸整備工事	町		
		急傾斜対策事業(平国)	防災工事	町		
		急傾斜対策事業(福浦)	防災工事	町		
		河川浚渫事業(全域)	浚渫工事	町		
久子川河川改修事業		改修工事	町			

《過疎地域持続的発展特別事業の事業効果》

住宅環境の充実や自治防災力を高める取組であり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ハード整備に当たっては、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、関連する建築系公共施設における施設類型ごとの基本方針及び土木系公共施設のうち簡易水道施設の基本方針との整

合も図りながら整備を進める。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 高齢者福祉

本町の高齢化率は、令和3年3月31日現在で42.6%と国・県を大きく上回る割合となっており、この傾向は今後も続くものと予想される。こうした高齢者の増加に伴い、なんらかの援助を必要とする高齢者数や一人暮らし及び高齢者のみ世帯の数も増加しており、高齢者福祉に対するニーズは増大し内容も多様化してきている。そのため、行政のみならず社会福祉協議会や民間事業者、NPO、ボランティアグループなどが互いに連携していくことが一層求められている。

また、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築が喫緊の課題となっている。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要となる。

さらに、疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要となり、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するための取組を推進していく必要がある。

今後、認知症高齢者や単身高齢世帯等の増加に伴い、医療や介護サービス以外にも、在宅生活を継続するための日常的な生活支援（配食・見守り等）を必要とする方の増加が見込まれる。

そのためには、行政サービスのみならず、NPO、ボランティア、民間企業等の多様な事業主体による重層的な支援体制を構築することが求められますが、同時に、高齢者の社会参加をより一層推進することを通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍するなど、高齢者が社会的役割をもつことで、生きがいや介護予防にもつなげる取組が重要となる。

#### イ 児童福祉

保育対策では、町内には公立保育所（1）、私立保育所（1）があり、利用定員は公立保育所が90名・私立保育所は50名で待機児童はおらず、少子化に伴い入所児童数は年々減少傾向にある。今後は、さらに核家族化等が増加することが予想され多様な保育サービスへの対応を検討する必要がある。現在その対策として、延長保育促進、一時保育促進、保育所地域活動事業等に取り組んでいる。

子育て対策では、津奈木町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもを安心して生み育てるための各種施策を実施しており、特に保護者から要望が多かった放課後児童クラブ（放課後健全育成事業）については、平成21年度から取組を開始しており平成25年度より放課後児童クラブ「風ん子」を新設し運営している。

児童虐待防止に向けた取組に関しては、津奈木町要保護児童対策地域協議会を設置し、小・中学校及び児童委員等各関係機関との連携協力体制で児童虐待の早期発見・防止等に努める。

#### ウ 母子・父子福祉、生活保護

ひとり親対策では、ひとり親家庭の自立の促進及び生活の安定を図ることを目的として、ひと

り親家庭等医療助成、日常生活支援、母子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当支給等の事業を実施しており、今後も継続した取組が必要である。

生活保護世帯数は令和3年4月1日現在で25世帯となっており、全世帯の1.3%で近年横ばいであり大きな変動はないが、高齢単身世帯での申請が増加傾向にある。

今後は、生活困窮者自立支援制度に基づき、津奈木町社会福祉協議会と連携をとり、関係機関その他の社会資源を活用し、生活困窮者及び被保護者ができるだけ自立した生活を送るための社会的支援システムを構築することが課題となっている。

## エ 障がい者福祉

障がい者福祉対策については、障がい者が地域で安心して暮らすことはもちろん、生きがいをもって自立した生活が送れるような環境づくりを目的として、在宅福祉をはじめとした障害福祉サービスの充実に努めるとともに、相談支援事業や関係機関との連携による交流活動等を推進してきた。今後は、障がい者の高齢化や重度化が進んでいるため、福祉サービスの充実に継続して取り組むとともに、介護保険など他制度との連携を図りながら、よりきめ細かな相談支援や制度周知等が行えるような体制整備や関係機関とのさらなる連携強化を図っていく必要がある。

## (2) その対策

### ア 高齢者福祉

- ・介護保険事業の財政安定と予防事業の実施等による認定率の減少を図るとともに、介護サービス及び在宅福祉サービスの充実を図る。
- ・住民ニーズの把握に努めるとともに、地域包括ケア体制の構築を図る。

### イ 児童福祉

- ・子育てと仕事の両立支援対策のための保育サービスの充実を図る。
- ・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）について、定員の増員や指導体制の整備、さらには施設の新設など内容の充実を図る。
- ・安心して子育てのできる地域社会の構築を実現するため、関係機関と連携した総合的なシステムづくりについて検討する。
- ・津奈木保育園については、津奈木町立保育園民営化検討委員会からの答申に基づき、計画的に民営化の取組を図る。

### ウ 母子・父子福祉、生活保護

- ・ひとり親家庭等医療助成事業など各種支援事業を継続して実施する。
- ・生活相談・指導や資金貸付制度など様々な社会資源を活用して、対象者の経済的自立を促進する。

### エ 障がい者福祉

- ・地域における障がい者（児）療育体制を整備し、障害福祉サービスの充実を図る。
- ・住宅改造の支援など生活環境整備や日常生活の支援のためのネットワークづくりを進める。
- ・関係機関との連携によるスポーツ・文化活動の推進や制度の周知徹底、雇用に対する理解促進など障がい者が自立した生活を送るための総合的な支援システムを構築する。
- ・障がい者の高齢化や重度化に対応するため、他制度・他機関とのさらなる連携強化を図り、

相談支援体制の充実を図る。

- ・身体障害者互助会、精神障害者家族会など関係団体への支援を行う。

### (3) 計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域自立促 進特別事業				
	児童福祉	放課後児童健全育成事業	児童クラブの運営	町	
	高齢者・障害者福祉	老人福祉事業	軽度生活援助事業等	町	
		障害者福祉事業	重度心身障害者医療費 助成等	町	
		地域見守り活動推進事業	地域ニーズ調査等	町	
		地域包括支援センター事業	委託料	町	
		介護予防・転倒骨折予防事業	介護予防教室等の実施	町	
		水俣病発生地域リハビリテーション強化 等支援事業	健康機器を利用したリ ハビリテーション等	町	
		広域行政介護保険費負担金	負担金	広域行政	
	その他	子ども医療費助成事業	中学3年生までの医療 費助成	町	
		ひとり親家庭等支援事業	ひとり親家庭等医療費 助成事業等	町	
		子育て支援事業	乳幼児健診・キラキラク ラブ等	町	
		不妊治療費助成事業	助成金	町	

#### 《過疎地域持続的発展特別事業の事業効果》

子育てや介護など住民の福祉の充実を図る取組であり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ハード整備に当たっては、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、関連する建築系公共施設における施設類型ごとの基本方針との整合も図りながら整備を進める。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

最近の保健衛生を取り巻く環境は、人口の高齢化、出生率の低下に伴い、結核を中心とした伝染病が猛威を奮っていた昭和25年頃と比較すると、疾病構造も大きく変化している。平成29年における本町の死因順位をみると、1位が心疾患、次に悪性新生物、脳血管疾患の順で高く高齢化、生活習慣の変化が大きく関与しているものと思われる。今後もさらに高齢化率が高くなっていくことが予測され、生活習慣病及び認知症等は増加の傾向をたどるものと思われる。

また、平成20年度より各保険者による特定健康診査等の実施義務による健康診査へと変更されたことにより、町においても、国民健康保険の被保険者に対する特定健康診査・特定保健指導、後期高齢者健康診査の実施及び受診率の向上と、健康増進法による各種がん検診等と共に受診率向上をめざし、将来的な病気の発症・重症化に対し早期発見及び早期治療を行うとともに、疾病予防及び健康の保持増進を推進していく必要がある。

本町には、一般診療所と歯科診療所があるが、休日の医療については、水俣市芦北郡医師会に委託して在宅当番医制が実施され、重症救急患者等に対する医療は水俣市にある二次救急医療機関によって行われている。今後も、休日医療や緊急医療体制等については、広域的な連携を強化し、継続・充実させていく必要がある。

### (2) その対策

#### ア 生活習慣病対策

- ・特定健康診査や各種がん検診等の受診率の向上を図るとともに、特定保健指導を中心に生活習慣病の生活指導等を実施する。
- ・国保被保険者で20歳から74歳の国保被保険者を対象に、無料の人間ドックを実施する。
- ・国保被保険者を中心とする住民を対象にいつまでも健康にいきいきと生活を送るために軽スポーツやレクリエーションなどを取り入れた健康塾や健康教室を開催する。
- ・健康管理事業の強化・充実を図るとともに、関係団体等と連携を強化する。

#### イ 伝染病予防及び予防接種

- ・感染症の蔓延防止に努めるとともに、法に基づいた予防接種を実施する。

#### ウ 母子保健対策

- ・妊婦及び乳児の健康管理の指導及び子育て支援（育児学級、家庭訪問）を実施する。
- ・1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査及び乳幼児健康診査等の充実を図る。
- ・乳幼児発達相談の充実を図り、専門機関との連携や個々に応じた早期療育及び保護者支援に取り組む。
- ・子ども医療費の助成を行う（新生児から高校生まで）。

#### エ その他

- ・関係機関等と連携して、食育事業を推進する。
- ・広域連携を強化し、保健医療供給体制の充実に努める。

(3) 計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
7 医療の 確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業				
	その他	健康管理事業	上乗せ健診等	町	
		特定健康診査・特定保健指導事業	特定健康診査・特定保健指導	町	
		国民健康保険人間ドック助成事業	特定健康診査・特定保健指導(人間ドック)	町	
		予防接種事業	結核検診、各種予防接種等	町	
		健康づくり事業	各種がん検診、健康相談等	町	

《過疎地域持続的発展特別事業の事業効果》

町民の健康づくりを推進する取組であり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ハード整備に当たっては、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、関連する建築系公共施設における施設類型ごとの基本方針との整合も図りながら整備を進める。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

平成27年度末の平国小学校の統廃合により慢性的な複式学校の解消を図ることができ、これにより小学校1校中学校1校体制が確立することとなった。今後は小中一貫教育の推進をさらに図っていく必要がある。

また、文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間に関するガイドライン」に基づき、教職員の働き方改革についても推進していく。

学習面については、児童・生徒一人一台の教育用タブレットの配備、各教室に電子黒板の設置、デジタル教科書の導入、校務用パソコン、校内高速LAN設備などICT環境の整備を図り、わかりやすい授業の実現と教員の負担軽減を推進してきた。今後も国のGIGAスクール構想の推進を図るため熊本県の推進方針に沿いながら、これらICT器機の効果的な活用により、一層の質の高い授業と効率的な授業づくりを行い、児童・生徒の学力向上を目指していく。

また、平成27年度から従来1名体制であったALTを2名体制に増員し、小学校、中学校の段階からグローバルに対応した学習環境づくりを進めている。新学習指導要領により、小学校3年生からの外国語活動の導入、5年生からの英語の教科化が開始される中で、ALT2名体制を活用し、さらなる英語教育の充実を図る。中学校では、英語による授業や暗唱大会等を通じて英語で表現する力を養いさせていく。また、中学校卒業までに生徒たちの英検3級取得を推奨していく。

施設面については、耐震化をはじめ、各教室に空調設備の設置、トイレの改修、教室・廊下の木質化、中学校体育館新設、老朽化の対応など安心安全な環境づくりを図ってきた。今後もより一層、子ども達が学校に行きたくなるような環境づくりを推進していく。

学校給食については、国の「学校給食衛生管理の基準」に照らし、検収室・トイレの増設や蒸気による腐食が著しい床・冷蔵庫・調理器具等の改修を行ってきた。引き続き老朽化した施設の整備を図ることで安全・安心な学校給食を提供するとともに、調理室内に空調設備を設置し、調理員の体調管理や食品の衛生管理の充実を図る。今後は、年々増加傾向にある食物アレルギーを持つ子どもの調理に対応できるよう調理員の研修や保護者との情報共有、施設の改修等を推進していく必要がある。

#### イ 社会教育

社会教育では、青少年のための「遊びの学校・B&G海洋クラブ」や、女性・成人を対象とした「町民講座」、高齢者を対象とした「あけぼの大学」などを行っており、今後はICT関連の内容も加えながら各講座がさらに充実するよう努める必要がある。

また、地区公民館が行う地域行事や伝統行事に対して支援を行っているが、地域コミュニティの活力の再生を図る上で非常に重要である。今後も充実した取り組みを行っていくためには、支援の継続が必要である。さらに、老朽化した公民館施設の改修事業を行うとともに、地域住民の人権意識を高めるための啓発活動も進めなければならない。

#### ウ 社会体育

社会体育施設では、昭和54年度に総合グラウンドが整備され、その後、B&G財団関連施設

として、体育館等が整備されている。しかし全体的に施設の老朽化が進んできているため、今後は計画的な改修事業が必要となっている。

社会体育活動としては、青少年のニーズに応じた各種スポーツ教室の開催や、小学生社会体育クラブの安心・安定した活動体制づくりを推進・育成するとともに、より適切な活動への支援が必要である。また、中学校の部活動の社会体育化についても環境整備を行っていく必要がある。

さらに、新たな視点で、町民のスポーツ・運動等への親しみを増し、健康増進を図る上からも、総合型地域スポーツクラブの活動基盤を整備し、充実した活動を行うための体制整備へ向けた取組が必要である。

## (2) その対策

### ア 学校教育

- ・ICT機器の活用により「学びの保障」等の充実を図る。
- ・配慮を要する児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、学級支援員等の確保や施設の充実を図る。
- ・地域と学校の連携を図るためコミュニティスクールの充実を推進する。
- ・施設の非構造物補強を行うとともに通学路の危険箇所の改修を図る。
- ・学習指導要領改訂に伴う教育備品の充実を図る。
- ・安全・安心な学校給食の提供及び食物アレルギー対策のための調理設備の整備を図る。
- ・就学前教育の充実を図るとともに、幼稚園では預かり保育の実施を行う。
- ・奨学基金の積極的運用を図る。
- ・小中学校における外国語活動及び教科英語の充実を図る。
- ・小中学校校舎の大規模改修工事を行い、快適かつ安全・安心な教育環境の構築を図る。

### イ 社会教育及び社会体育

- ・老朽化したB&G施設及び社会教育施設の改修事業を実施する。
- ・社会教育活動推進の中心となる社会教育主事、公民館主事、社会教育指導員など人材育成を図るとともに、社会教育と社会体育が一体となった総合型スポーツクラブの充実を目指す。
- ・全ての町民を対象とした各種講座の充実や自治公民館活動の推進を図るとともに、社会教育団体の育成強化と家庭・学校・地域が連携した生涯学習を推進する。
- ・図書館の利用促進を図るため、蔵書の充実と機能の充実も含めた施設の改修を行う。
- ・社会教育（体育）団体や地区公民館への継続した支援を行う。
- ・社会体育クラブ活動の充実を図るための育成・支援を行う。

## (3) 計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
8 教育の 振興	(1)学校教育施設				
	校舎	津奈木小学校校舎大規模改修事業	施設改修	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
8 教育の 振興	(1) 学校教育施設				
	校舎	津奈木中学校校舎大規模改修事業	施設改修	町	
	給食施設	給食センター空調整備事業	空調整備	町	
		給食センター改修事業	施設改修	町	
	(3) 集会施設、体育施設等				
	集会施設	改善センター大規模改修事業	施設改修	町	
	体育施設	海洋センター施設改修事業	施設改修	町	
		津奈木小学校体育館改修工事	施設改修	町	
		赤崎・平国運動公園(体育館)改修事業	実施設計	町	
		総合運動公園照明LED化改修事業	施設改修	町	
		総合グラウンド多機能トイレ整備事業	施設整備	町	
		児童公園施設改修事業	施設改修	町	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業				
	生涯学習・スポーツ	社会教育推進事業	自治公民館活動 町民講座等	町	
		社会体育推進事業	体育協会補助 町民体育祭等	町	
		B&G海洋センター事業	海洋クラブ活動等	町	
	その他	英語検定・漢字検定料助成事業	助成金	町	
	ALT活用事業	報酬、社会保険料等	町		
	ICT教育推進事業	委託料	町		

#### 《過疎地域持続的発展特別事業の事業効果》

学校教育及び生涯学習活動等を通して住民の豊かな暮らしの創造や人材育成を図る取組であり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ハード整備に当たっては、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、関連する建築系公共施設における施設類型ごとの基本方針との整合も図りながら整備を進める。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本町の集落は、大字千代（上下門・内野・川内）、大字津奈木（倉谷・古中尾・中尾）、大字岩城（竹中・染竹・浜崎・桜戸・町中・新川・古川・大泊）、大字小津奈木（小津奈木・丸岡）、大字福浜（日添・日当・平国上・平国下・辻・福浦）の5つの大字と22地区で形成されている。福浜地区と岩城地区の一部は海岸部で、残りの地区は国道3号を中心にして広がっている。

全地区において、少子高齢化が進行することでコミュニティ組織が衰退し、集落の共同作業や相互扶助機能の低下、伝統的芸能や祭事の衰退など地域活力が低下してきている。生活基盤の確保においては、道路整備や防犯灯の設置など一応の整備は進んでいるものの、山間部の一部で道路等の基盤整備が必要な箇所があるため、事業実施の検討が必要である。

今後、地区の人口や世帯数の状況によって、集落の再編等も検討していく必要がある。

### (2) その対策

集落環境の整備については、全地区に対して画一的な施策を講じることは費用・効率面から困難であるが、集落機能の維持をはじめ、人口の流出を防止によって若者等の定住を促進するためには、地区の実情に応じた活動支援、住まいの確保及び施設整備等を推進する必要がある。

また、田園回帰志向の進展により条件不利地域が見直されつつあるため、UJIターンや新規就農希望者、地域おこし協力隊の受入等による集落機能強化等についても実施・検討する。

### (3) 計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
9 集落の 整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業  集落整備				
		コミュニティ助成事業	助成金	自治会等	
		道路愛護作業	活動支援	町	

#### 《過疎地域持続的発展特別事業の事業効果》

地域のコミュニティの活性化を図る取組であり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ハード整備に当たっては、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、関連する建築系公共施設における施設類型ごとの基本方針との整合も図りながら整備を進める。

## 1 1 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

#### ア 芸術文化

本町では「緑と彫刻のあるまちづくり」をテーマに、文化をまちづくりの柱として位置付け、昭和59年から彫刻の設置などに取り組んできた。この彫刻は、現在では屋内外で16点を数え、町のシンボルとして地域の自然と調和し、人々の心に潤いを与えている。

つなぎ文化センターでは、平成2年度に建設されてから内部施設の老朽化が進み、照明設備等の計画的な改修事業を進めていく必要がある。

つなぎ美術館では、国内外の優れた絵画、彫刻、工芸品など約450点を収蔵しており、今後も適正な作品の収蔵と公開を続けていく予定である。しかしながら、入館者は横ばい傾向であり、地域コミュニティや学校との連携による地域密着型の企画が必要となってきたため、住民参画型の美術プロジェクトなどジャンルにとらわれない継続的な企画により、地域と密着した運営を図る必要がある。

今後は、つなぎ文化センターで開催する多様な催しを始め、つなぎ美術館での企画展などを中心に、新しいイベント・企画展による文化の振興が期待されている。

#### イ 文化財

本町には、薩摩街道の歴史を感じさせてくれる石橋群などの文化財が多く存在しており、これまでもその保存に努めてきた。そのほか「平国六方踊り」など伝統芸能などもあるが、後継者不足等により存続が危ぶまれるため、今後は地域住民や地元の子ども達などを巻き込んだ保存活動が必要である。

### (2) その対策

#### ア 芸術文化

- ・老朽化したつなぎ文化センターの照明設備等の改修事業を実施する。
- ・つなぎ文化センター及びつなぎ美術館を中心とした文化事業を展開する。
- ・各種文化活動団体の組織の充実と向上を図るとともに、芸術文化祭等の自主的開催とあわせて、招致による芸術文化体験機会の充実を図る。
- ・町全体美術館構想のもと「緑と彫刻のあるまちづくり」を推進し、文化の香り高いまちづくりを目指す。

#### イ 文化財

- ・文化財の定期的な点検と修理を行い、町の文化遺産として後世に残せるよう保存と活用に努める。
- ・調査に基づく資料等の作成を行うとともに、案内標識や解説板等の設置を行う。
- ・民舞伝承と後継者育成に努める。

(3) 計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考	
10 地域文 化の振興 等	(1) 地域文化振興施設等  地域文化振興施設					
		つなぎ文化センター改修事業	施設改修	町		
		郷土資料文化館(公立図書館)改修事業	施設改修	町		
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業  地域文化振興					
		つなぎ美術館展覧会事業	企画展、住民参加型アートプロジェクト等	町		
		つなぎ美術館無観客プログラム等配信事業	ホームページ構築	町		
		文化事業	芸術・文化公演 子ども芸術鑑賞	町		
		津奈木町文化祭(ふれあい祭り)	津奈木町文化祭(ふれあい祭り)	町		
	ふるさと文化再興事業	伝統芸能団体補助等	町			

《過疎地域持続的発展特別事業の事業効果》

地域の芸術文化の振興を図る取組であり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ハード整備に当たっては、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、関連する建築系公共施設における施設類型ごとの基本方針との整合も図りながら整備を進める。

## 1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

わが国では、エネルギー計画において原発依存度の低減、化石依存度の低減、再生可能エネルギーの拡大を打ち出し、脱炭素化、エネルギーミックスの実現に向けた取組を加速している。

また、東日本大震災の際の福島第一原発の事故により電子力発電の安全性に対する信頼が低下し、エネルギー問題が身近な問題として認識されるようになってきた。

本町での再生可能エネルギー利用の推進に関しては、平成 20 年にバイオマスタウン構想を策定し、木質バイオマスや農業系残渣の活用等を基礎とした計画はできているものの具体的な取組には進展していない。

太陽光エネルギーの利用促進に関しては、平成 25 年度から個人住宅に設置する太陽光発電設備設置への助成を行っているが、近年では活用率が少なくなっていることや、災害時の蓄電設備の需要等も増加していることから、時代に即した助成制度への転換等が求められている。

そのほか本町の地理的な条件等から小水力発電や潮力発電など本町の特性を生かした再生エネルギーへの転換が求められている。

### (2) その対策

#### ①太陽光エネルギーの利用促進

- ・災害時の電力確保等の観点から、既存の補助制度の見直しを行う。

#### ②津奈木町バイオマスタウン構想の推進

- ・実施可能な施策を選定し、バイオマスの活用促進を図る。

#### ③その他再生可能エネルギーの活用促進策

- ・各種イベントでの再生可能エネルギーの活用など、プロジェクトベースでの導入、実証試験を行う。
- ・広報誌等を活用した再生可能エネルギーに関する広報活動を実施する。

### (3) 計画（令和 3 年度～ 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
11 再生可能 エネルギーの 利用の推進	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業				
	再生可能エネルギー利用	住宅用太陽光発電システム設置事業	補助金	町	

#### 《過疎地域持続的発展特別事業の事業効果》

住宅環境の充実や再生エネルギーの導入を促進する取組であり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ハード整備に当たっては、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、関連する建築系公共施設における施設類型ごとの基本方針との整合も図りながら整備を進める。

## 1 3 その他地域の持続的発展に必要な事項

### (1) 現況と問題点

本町を含む水俣芦北地域は、水俣病という世界に類を見ない公害を経験した地域である。このことは、地域に甚大な健康被害と自然環境の破壊をもたらし、社会基盤・経済基盤を大きく脆弱化させ、少子高齢化や都市への人口の流出などもあいまって、地域の活力を著しく疲弊させた。

本町では、これまで熊本県が6次にわたって策定した「水俣・芦北地域振興計画」に基づき、生活基盤整備をはじめとして、ハード・ソフト両面から様々な対策を講じてきた。ソフト面においては、過疎化に歯止めをかけるとともに水俣病で疲弊した町民の心を癒すことを目的として、町全体美術館構想のもと「緑と彫刻のあるまちづくり」に取り組んだ。これらの取組により、道路などの社会基盤が着実に整備されるとともに、野外彫刻やつなぎ美術館をはじめとした文化による癒しの空間づくりが進むなど、一定の成果を上げてきた。

しかしながら、過疎化、少子高齢化の急速な進展や、長引く地場産業の低迷など、本町を取り巻く状況は依然として厳しいものがある。

今後は、県が新たに策定した「第7次水俣・芦北地域振興計画」等に基づき、引き続き生活基盤の整備などを進めるとともに、本町が持つ美しい自然環境やそこに息づく文化、歴史、暮らしなど地域の特性を活かしたまちづくりを進め、町民がこの町に愛着を持って住み続けることができるような取組を進めていく必要がある。

### (2) その対策

- ・「緑と彫刻のあるまちづくり」が町民の誇りとなるよう、町民総参加で推進する。
- ・不知火海をはじめとした美しい自然環境を守るため、町民との協働による保全活動を推進する。
- ・持続的な地域づくりを支えるため、未来に挑戦する人づくりを推進する。
- ・「もやい」の精神による地域の融和を図るため、「集い」の場を創出する。
- ・持続可能な循環型社会の構築を図るため、食やエネルギーの地産地消を推進する。
- ・地域資源や空き家など既存ストックを活用した定住対策や地域振興策を推進する。

### (3) 計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
12 その他地 域の持続的 発展に関し 必要な事項	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	ふれあい祭り	補助金	町	
		津奈木町元気づくり補助金	補助金	町	

#### 《過疎地域持続的発展特別事業の事業効果》

町の賑わい創出や団体の活力創出を図りながら、持続可能なまちづくりに必要なノウハウの習得や人材育成を図る取組であり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ハード整備に当たっては、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、関連する建築系公共施設における施設類型ごとの基本方針との整合も図りながら整備を進める。

■ 事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定 住・地域間交 流の促進、人 流の促進、人 材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業  移住・定住  地域間交流    人材育成	移住定住促進事業  つなぎのファンづくり推進事業  農業体験事業  地域資源循環・交流型まちづくり事業  つなぎ型スローフード推進事業  フィールドミュージアム事業  人材育成推進事業	町  町  集落  町  町  町	
2 産業の 振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業  商工業	地域商社推進事業  県南フードバレー推進事業	町  熊本県	
3 地域にお ける情報化	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業  その他	光ブロードバンド加入促進事業費補助金  総合電算システム管理・運営  広報事業	町  町  町	
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業  公共交通	生活交通対策(バス対策)補助金  生活交通確保対策事業  肥薩おれんじ鉄道運行対策支援事業補助 金	町  町  町	
5 生活環 境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業  生活    防災	さくら団地分譲事業  定住促進事業補助金  空き家を活用した定住促進事業  民間賃貸住宅建設補助金  自主防災会活動事業	町  町  町  町  町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域自立促 進特別事業			
	児童福祉	放課後児童健全育成事業	町	
	高齢者・障害者福祉	老人福祉事業	町	
		障害者福祉事業	町	
		地域見守り活動推進事業	町	
		地域包括支援センター事業	町	
		介護予防・転倒骨折予防事業	町	
		水俣病発生地域リハビリテーション強化等 支援事業	町	
		広域行政介護保険費負担金	広域行政	
	その他	子ども医療費助成事業	町	
	ひとり親家庭等支援事業	町		
	子育て支援事業	町		
	不妊治療費助成事業	町		
7 医療の 確保	(3) 過疎地域自立促 進特別事業			
	その他	健康管理事業	町	
		特定健康診査・特定保健指導事業	町	
		国民健康保険人間ドック助成事業	町	
		予防接種事業	町	
		健康づくり事業	町	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	生涯学習・スポーツ	社会教育推進事業	町	
		社会体育推進事業	町	
		B&G海洋センター事業	町	
その他	英語検定・漢字検定料助成事業	町		
	ALT活用事業	町		
	ICT教育推進事業	町		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の 整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	コミュニティ助成事業 道路愛護作業	自治会等 町	
10 地域文 化の振興 等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	つなぎ美術館展覧会事業 つなぎ美術館無観客プログラム等配信事業 文化事業 津奈木町文化祭(ふれあい祭り) ふるさと文化再興事業	町 町 町 町 町	
11 再生可能 エネルギーの 利用の推進	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネルギー利用	住宅用太陽光発電システム設置事業	町	
12 その他地 域の持続的 発展に関し 必要な事項	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	ふれあい祭り 津奈木町元気づくり補助金	町 町	

《過疎地域持続的発展特別事業の事業効果》

上記 2～13 の (3) に記載とおり



津 奈 木 町  
過疎地域持続的発展計画  
令和3年度～令和7年度

---

編集・発行 津奈木町 政策企画課  
〒869-5692 熊本県葦北郡津奈木町大字小津奈木 2123 番地  
TEL0966-78-3111, FAX0966-78-3116  
<http://www.town.tsunagi.lg.jp/>